

令和7年12月 定例県議会 提出予定案件 総括表

案 件	件 数	備 考
1. 予 算 案	9	
2. 条 例 案	12	
制 定	—	
一部改正	12	
廃 止	—	
3. そ の 他	26	
	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の締結 6 ・契約の変更 3 ・権利の放棄 1 ・訴えの提起 1 ・当せん金付証票の発売 1 ・指定管理者の指定 14 	
計	47	
報 告	1	
	<ul style="list-style-type: none"> ・専決処分の報告 1 	

令和 7 年 1 月 定例県議会 提出予定案件表 (予算案)

議案番号	案件名						
議案第 1 号	<p>令和 7 年度千葉県一般会計補正予算 (第 4 号)</p> <p>(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,195,691</td> <td>16,119</td> <td>2,211,810</td> </tr> </tbody> </table> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与改定に係るもの ・債務負担行為の設定等 ・繰越明許費の設定 	現計予算額	補正額	補正後	2,195,691	16,119	2,211,810
現計予算額	補正額	補正後					
2,195,691	16,119	2,211,810					
議案第 2 号	<p>令和 7 年度千葉県特別会計日本コンベンションセンター国際展示場事業補正予算 (第 1 号)</p> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の設定 						
議案第 3 号	<p>令和 7 年度千葉県特別会計港湾整備事業補正予算 (第 3 号)</p> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の設定 ・繰越明許費の設定 						
議案第 4 号	<p>令和 7 年度千葉県特別会計土地区画整理事業補正予算 (第 2 号)</p> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の設定 ・繰越明許費の設定 						

令和7年12月 定例県議会 提出予定案件表（予算案）

議案番号	案件名															
議案第5号	令和7年度千葉県特別会計上水道事業会計補正予算（第2号） (単位：百万円)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>現計予算額</th><th>補正額</th><th>補正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的支出</td><td>81,940</td><td>192</td><td>82,132</td></tr> <tr> <td>資本的支出</td><td>73,553</td><td>61</td><td>73,614</td></tr> </tbody> </table>					現計予算額	補正額	補正後	収益的支出	81,940	192	82,132	資本的支出	73,553	61	73,614
	現計予算額	補正額	補正後													
収益的支出	81,940	192	82,132													
資本的支出	73,553	61	73,614													
	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与改定に係るもの 															
議案第6号	令和7年度千葉県特別会計工業用水道事業会計補正予算（第2号） (単位：百万円)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>現計予算額</th><th>補正額</th><th>補正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的支出</td><td>13,531</td><td>30</td><td>13,561</td></tr> <tr> <td>資本的支出</td><td>14,918</td><td>5</td><td>14,923</td></tr> </tbody> </table>					現計予算額	補正額	補正後	収益的支出	13,531	30	13,561	資本的支出	14,918	5	14,923
	現計予算額	補正額	補正後													
収益的支出	13,531	30	13,561													
資本的支出	14,918	5	14,923													
	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与改定に係るもの 															
議案第7号	令和7年度千葉県特別会計病院事業会計補正予算（第3号） (単位：百万円)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>現計予算額</th><th>補正額</th><th>補正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的支出</td><td>66,456</td><td>960</td><td>67,416</td></tr> </tbody> </table>					現計予算額	補正額	補正後	収益的支出	66,456	960	67,416				
	現計予算額	補正額	補正後													
収益的支出	66,456	960	67,416													
	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与改定に係るもの 															
議案第8号	令和7年度千葉県特別会計造成土地管理事業会計補正予算（第2号） (単位：百万円)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>現計予算額</th><th>補正額</th><th>補正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的支出</td><td>11,896</td><td>33</td><td>11,929</td></tr> </tbody> </table>					現計予算額	補正額	補正後	収益的支出	11,896	33	11,929				
	現計予算額	補正額	補正後													
収益的支出	11,896	33	11,929													
	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与改定に係るもの 															
議案第9号	令和7年度千葉県特別会計流域下水道事業会計補正予算（第2号）															
	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の設定 															
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 【担当課】 総務部財政課 043（223）2076 </div>															

令和7年12月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案件名
議案第10号	<p>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 人事委員会勧告に基づき、給料表及び諸手当の改定を行うもの</p> <p>《主な改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初任給や若年層に重点を置き給料月額を引き上げる。 行政職給料表における改定率：平均 3.4 % 2. 期末・勤勉手当の年間支給月数を引き上げる。 (現行) 4.60 月分 ⇒ (改正後) 4.65 月分 [+0.05 月分] 3. 通勤に自動車等を使用する職員の通勤手当について、使用距離の区分に応じ、手当額を月額 10 円から 12,900 円までの幅で引き上げる。 4. その他所要の規定整備を行う。 <p>《施行期日》</p> <p>改正内容 1・3・4 ……公布の日（令和7年4月1日から遡及適用） 改正内容 2 ……公布の日（令和7年12月1日から遡及適用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 【担当課】 総務部人事課 043 (223) 3581 </div>

令和7年12月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案件件名
議案第11号	<p>千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>《改正内容》 建築基準法施行令の一部改正（令和7年11月1日施行）により、引用する条文に条項ずれが生じたことから、所要の規定整備を行う。 ⇒条例内容の変更はなし</p> <p>《施行期日》 公布の日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【担当課】 県土整備部建築指導課 043（223）3192</p> </div>

令和7年12月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案件名
議案第12号	<p>住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステム（※）の利用事務のうち、県が条例で定めている8事務について、住民基本台帳法の一部改正（令和7年8月16日施行）等で法令に事務が追加されたことにより、条例に規定する必要がなくなったことから、規定を削除するほか、所要の規定整備を行うもの</p> <p>※住民基本台帳ネットワークシステム 住民基本台帳における本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、住民票コード等）を全国規模でネットワーク化し、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理や、国の行政機関・都道府県等で本人確認を行うことができるネットワークシステム。</p> <p>《施行期日》 公布の日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>【担当課】 総務部市町村課 043（223）2145</p> </div>

令和7年12月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案件名																		
議案第13号	<p>千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>公職選挙法の一部改正（令和8年1月1日施行）に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <p>選挙運動用ポスターの規格（※）について、個人演説会告知の有無にかかわらず、全ての選挙で規格が統一されたことから、所要の規定整備を行う。</p> <p>※選挙運動用ポスターの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">現行</th> <th>改正後</th> </tr> <tr> <th>個人演説会告知 無</th> <th>個人演説会告知 有</th> <th>個人演説会告知 有無にかかわらず</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事選挙 等</td> <td>長さ42cm、幅30cm</td> <td>長さ42cm、幅40cm</td> <td>長さ42cm、幅40cm</td> </tr> <tr> <td>県議会議員選挙</td> <td>長さ42cm、幅30cm</td> <td>—</td> <td>（統一）</td> </tr> </tbody> </table> <p>《施行期日》</p> <p>令和8年1月1日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【担当課】 総務部市町村課 043（223）2145</p> </div>					現行		改正後	個人演説会告知 無	個人演説会告知 有	個人演説会告知 有無にかかわらず	知事選挙 等	長さ42cm、幅30cm	長さ42cm、幅40cm	長さ42cm、幅40cm	県議会議員選挙	長さ42cm、幅30cm	—	（統一）
	現行		改正後																
	個人演説会告知 無	個人演説会告知 有	個人演説会告知 有無にかかわらず																
知事選挙 等	長さ42cm、幅30cm	長さ42cm、幅40cm	長さ42cm、幅40cm																
県議会議員選挙	長さ42cm、幅30cm	—	（統一）																

令和7年12月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案件件名
議案第14号	<p>使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>《改正内容》</p> <p>1. 政党助成法の一部改正（令和8年1月1日施行）により、都道府県選挙管理委員会に提出された支部報告書等について、写しの交付請求が可能となったことに伴い、請求に係る交付手数料等を新設する。</p> <p>また、少額領収書及び收支報告書について、所要の規定整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写しの開示手数料 <p>(紙交付の場合) 10円／用紙1枚 (CD交付の場合) 100円／CD1枚 及び 10円／対象文書1枚 (DVD交付の場合) 120円／DVD1枚 及び 10円／対象文書1枚</p> <p>2. 建築基準法施行令の一部改正（令和7年11月1日施行）により、引用する条文に条項ずれが生じたことから、所要の規定整備を行う。</p> <p>⇒条例内容の変更はなし</p> <p>《施行期日》</p> <p>令和8年1月1日 等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【担当課】</p> <p>1. 総務部市町村課 043(223)2145</p> <p>2. 県土整備部建築指導課 043(223)3192</p> </div>

令和7年12月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案件件名
議案第15号	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>県が条例で定めている特定個人番号利用事務（独自利用事務）のうち6事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和6年5月27日施行）で主務省令で定める事務（準法定事務（※））として個人番号が利用可能となったことにより、条例に規定する必要がなくなったことから、規定を削除するほか、所要の規定整備を行うもの</p> <p>※準法定事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表に定められた事務（法定事務）とは別に、主務省令に番号利用可能な事務として定められた事務。</p> <p>《施行期日》 公布の日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p>【担当課】 総務部デジタル戦略課 043（223）2046</p></div>

令和7年12月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案件名
議案第16号	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>児童福祉法等の一部を改正する法律の施行（令和7年10月1日施行）等に伴い、施設運営等の基準となる内閣府令が改正されたことから、これに準じて所要の改正を行うもの （改正内容は、基準となる内閣府令に準拠したもので、県独自の基準はない）</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 「保育士」の配置を求めていた規定について「地域限定保育士（※）」を追加する。 ※地域限定保育士 特定の地域における保育人材確保のため、その地域でのみ保育士として働くことができるもの。 施設に入所した児童に対する健康診断について、既に実施された乳幼児健康診査の内容が、健康診断の内容に相当すると認められる場合、相当する部分については診断不要とする。 その他所要の規定整備を行う。 <p>《施行期日》</p> <p>公布の日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【担当課】</p> <p>健康福祉部児童家庭課 043（223）2325</p> <p>健康福祉部子育て支援課 043（223）2355</p> <p>健康福祉部障害福祉事業課 043（223）3980</p> </div>

令和7年12月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案件名
議案第17号	<p>千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>再整備を進めている千葉県千葉リハビリテーションセンターについて、令和8年度に予定している外来診療棟の供用開始に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外来診療棟の供用開始によるセンター機能の充実強化等を踏まえ、施設の名称を「千葉県総合リハビリテーションセンター」に変更する。 2. 外来診療棟内に「就労支援センター」を新設することに伴い、同センターの設置及び業務等について関係規定を整備する。 3. その他所要の規定整備を行う。 <p>《施行期日》</p> <p>公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において規則で定める日 等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>【担当課】 健康福祉部障害福祉事業課 043（223）3888</p> </div>

令和7年12月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案件名
議案第18号	<p>食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>食品衛生法施行規則の一部改正（令和7年7月2日公布）により、飲食店営業のうち「従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業」が追加され、営業施設の基準が新たに追加されたこと等を踏まえ、所要の改正を行うもの (条例の内容は、厚生労働省令の基準に沿ったもので、県独自の基準はない)</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従事者が常駐しないことにより、必要としない又は代替措置が可能な設備（従事者用手洗い設備、便所等）について、「公衆衛生上必要な営業施設の基準」から除外する。 2. 従事者が常駐しないことにより、機器の機能等で補完する必要のある設備（施設全体の監視設備、異常時の自動停止機能等）について、「公衆衛生上必要な営業施設の基準」に追加する。 <p>《施行期日》 令和8年4月1日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【担当課】 健康福祉部衛生指導課 043（223）2639</p> </div>

令和7年12月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案件件名																							
議案第19号	<p>義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年6月18日公布）等を受け、教職調整額の引上げをはじめとする教員の処遇改善を実施しようとするもの。</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 教職調整額の支給率の引上げ等 教員に支給される教職調整額の支給率を段階的に引き上げる。 (現行) 4% ⇒ (改正後) 10% <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>令和8年</th> <th>令和9年</th> <th>令和10年</th> <th>令和11年</th> <th>令和12年</th> <th>令和13年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4%</td> <td>5%</td> <td>6%</td> <td>7%</td> <td>8%</td> <td>9%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> 管理職員の本給加算額の改定 1の実施に伴い、教頭等の現行の給料月額の加算額を引き上げ、新たに校長も加算対象とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教頭等</td> <td>7,500円</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>校長</td> <td>支給対象外</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> 義務教育等教員特別手当の見直し及び学級担任加算の新設 義務教育等教員特別手当の支給月額の限度額を見直し、職務の困難性等を考慮し、新たに学級担任の手当額を加算する。 (現行) 8,000円 ⇒ (改正後) 8,600円 特殊勤務手当の見直し <ol style="list-style-type: none"> 負傷した児童生徒の救急業務等に従事した場合に支給する教員特殊業務手当の手当額を引き上げる。 (現行) 日額7,500円 ⇒ (改正後) 日額8,000円 3の実施に伴い、多学年学級担当手当（日額290円）を廃止する。 その他所要の規定整備を行う。 <p>《施行期日》 令和8年1月1日 等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>【担当課】 教育庁企画管理部教育総務課 043（223）4006</p> </div>	現行	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%	職名	現行	改正後	教頭等	7,500円	11,500円	校長	支給対象外	4,000円
現行	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年																		
4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%																		
職名	現行	改正後																						
教頭等	7,500円	11,500円																						
校長	支給対象外	4,000円																						

令和7年12月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案件件名
議案第20号	<p>公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>通信技術の発展や社会情勢の変化等に伴い、これまでの規制内容では対応が困難である新たな「つきまとい行為等」が発生していることから、規制を強化するもの</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. G P Sに関する規制の新設 <ol style="list-style-type: none"> (1) G P S機器等を用いて無承諾で位置情報を取得すること。 (2) 無承諾でG P S機器等を取り付けること。 2. つきまとい等に関する規制の追加 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「見張り」や「押し掛け」行為が規制される「住居等」に、「現に所在する場所」を追加する。 (2) 住居等の付近をみだりにうろつく行為を追加する。 3. 迷惑電話等に関する規制について、拒まれたにもかかわらず、連続した「文書の送付」「ブログ、S N S等の個人のページへのコメント等の送信」「グループ通信等を利用した特定の者に対するメッセージ送信」行為を追加する。 4. 性的羞恥心を害する事項の告知等について、電磁的記録やこれに係る記録媒体を送付する場合も対象となることを、明文化する。 5. その他所要の規定整備を行う。 <p>《施行期日》</p> <p>令和8年4月1日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>【担当課】</p> <p>警察本部生活安全部人身安全対策課</p> <p>043 (201) 0110 [内線 3182、3188]</p> </div>

令和7年12月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案件名																																																				
議案第21号	<p>千葉県水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>県営水道では、高度経済成長期以降に整備した管路や施設が、次々と更新の時期を迎えることや、近年の物価高騰に伴い様々な費用が増加していることから、令和8年度から5年間の収支見通しを試算したところ、収支の赤字や資金残高の不足が見込まれることとなった。</p> <p>将来にわたり安全な水を安定して供給し続けていくには、水道料金の引上げが避けられないことから、今回、条例改正を行うもの。</p> <p>なお、「今後の県営水道の料金水準と料金体系のあり方」について、千葉県水道事業運営審議会に諮問し、令和7年10月16日に同審議会から料金引上げ幅18.6パーセントは妥当との答申が出ている。</p> <p>《改正内容》</p> <p>1. 別表第一について、基本料金と従量料金の額を改める。(平均改定率: 18.6%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 33.3%;">基本料金</th> <th style="text-align: center; width: 33.3%;">(税抜)</th> <th style="text-align: center; width: 33.3%;">従量料金</th> <th style="text-align: center; width: 33.3%;">(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">口径</td> <td style="text-align: center;">現行</td> <td style="text-align: center;">改定案</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13mm</td> <td style="text-align: center;">380円</td> <td style="text-align: center;">470円</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20mm</td> <td style="text-align: center;">890円</td> <td style="text-align: center;">1,103円</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25mm</td> <td style="text-align: center;">1,590円</td> <td style="text-align: center;">1,970円</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40mm</td> <td style="text-align: center;">6,350円</td> <td style="text-align: center;">7,866円</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50mm</td> <td style="text-align: center;">14,400円</td> <td style="text-align: center;">17,837円</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75mm</td> <td style="text-align: center;">33,100円</td> <td style="text-align: center;">41,001円</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100mm</td> <td style="text-align: center;">63,900円</td> <td style="text-align: center;">79,153円</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">150mm</td> <td style="text-align: center;">177,600円</td> <td style="text-align: center;">219,993円</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200mm</td> <td style="text-align: center;">360,000円</td> <td style="text-align: center;">445,932円</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">250mm</td> <td style="text-align: center;">641,000円</td> <td style="text-align: center;">794,007円</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300mm</td> <td style="text-align: center;">1,027,000円</td> <td style="text-align: center;">1,272,145円</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 使用実態のない共用給水装置に係る規定を削除する。</p> <p>《施行期日》</p> <p>令和8年4月1日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">【担当課】</p> <p style="text-align: center;">企業局管理部総務企画課 043 (211) 8363</p> <p style="text-align: center;">企業局管理部財務課 043 (211) 8565</p> </div>	基本料金	(税抜)	従量料金	(税抜)	口径	現行	改定案		13mm	380円	470円		20mm	890円	1,103円		25mm	1,590円	1,970円		40mm	6,350円	7,866円		50mm	14,400円	17,837円		75mm	33,100円	41,001円		100mm	63,900円	79,153円		150mm	177,600円	219,993円		200mm	360,000円	445,932円		250mm	641,000円	794,007円		300mm	1,027,000円	1,272,145円	
基本料金	(税抜)	従量料金	(税抜)																																																		
口径	現行	改定案																																																			
13mm	380円	470円																																																			
20mm	890円	1,103円																																																			
25mm	1,590円	1,970円																																																			
40mm	6,350円	7,866円																																																			
50mm	14,400円	17,837円																																																			
75mm	33,100円	41,001円																																																			
100mm	63,900円	79,153円																																																			
150mm	177,600円	219,993円																																																			
200mm	360,000円	445,932円																																																			
250mm	641,000円	794,007円																																																			
300mm	1,027,000円	1,272,145円																																																			